

[事案 2020-235] 新契約無効請求

・令和3年4月28日 和解成立

<事案の概要>

契約時に、膠原病性間質性肺炎であれば告知しなくてよいと募集人から言われたことを理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年8月に契約した引受基準緩和型医療保険について、以下の理由により、契約を取り消して、既払込保険料を返してほしい。

- (1)募集人には、平成30年4月に検査入院した結果、膠原病の診断を受け、点滴治療が1ヶ月間、その後も月に1度3日間の短期入院で点滴治療と投薬治療が続くことを伝えていた。
- (2)告知書作成時、膠原病性間質性肺炎であることを伝えたところ、間質性肺炎は告知書別表（告知が必要な病気の一覧）に記載されているが、膠原病性間質性肺炎は記載がないので、「いいえ」で大丈夫と言われ、「指摘なし」に○をつけるよう言われた。

<保険会社の主張>

申立人の主張を認諾することにより紛争の解決を図りたい。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。